

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2016年11月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1130第3号」にて、別掲の項目の検体検査実施料が2016年12月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

| 点数区分 | 検査項目名 | 検査方法 | 実施料 | 判断区分 判断料 | 注 |
|--|-------------------------------|---------------------------------------|-------|-------------|---|
| D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 及び D006-3 Major BCR-ABL1(mRNA定量) | | | | | |
| - | FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査 | FISH法 (蛍光 in situ ハイブリダイゼーション法) | 3300点 | 血液 125点 | * |

[注]

- *: ア FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
- イ 本検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球増多症候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFISH法により測定した場合に、原則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要があり、本検査を再度実施した場合にも算定できる。
- ウ 本検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由、検査結果、診断名、選択した治療法及び本検査を再度実施した場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上